

平成29年 第2回相楽東部広域連合議会定例会

日時 平成29年7月13日(木)
9:30～11:54

～速記録～

◎ 議長(杉岡 義信)

皆さん、おはようございます。議員の皆様には何かとご多忙のところ全員ご出席いただき、厚くお礼申し上げます。本定例会に付議されました案件について、よろしくご審議くださいますとともに、円滑な議会運営にご協力をいただきますようお願い申し上げます。まず最初にこの度九州北部の豪雨災害では甚大な被害が発生し、多数の尊い人命が失われました。相楽東部広域連合といたしまして、哀悼の意を込めまして、1分間の黙禱をさせていただきます。皆さん、ご起立をお願いします。

(黙 禱)

◎ 議長(杉岡 義信)

ご着席ください。ただいまから、平成29年第2回相楽東部広域連合議会定例会を開会します。本日、裁判等に係る説明要員といたしまして、波多野環境課指導員を招致しておりますので、よろしく願いいたします。堀広域連合長、挨拶。

◎ 広域連合長(堀 忠雄)

皆さんおはようございます。本日は、平成29年第2回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙の中、ご出席いただき、まことにありがとうございます。初めに、この度の九州北部における記録的な豪雨により、お亡くなりになられました方々に、衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。被災された方が少しでも早く平穏な日を取り戻し、また被災地の一日も早い復興を祈念いたしております。さて、議員の皆様にも大変ご心配をおかけしております「テールアルメ擁壁及び周辺土地の変状による損害賠償請求事件」の控訴審につきましては、去る7月4日に口頭弁論期日がありました。裁判所からは、責任論について、「終盤に来ていると考え、双方がこれまでの主張を裏づけ補充し、次回以降に法廷で主張する機会を設ける。」、また、損害論についても、「整理をするので、追加主張があれば次回までに提出すること。」との意見が出されたところであります。控訴審開始以来、裁判官が3人とも変わるなど、長期化しておりますが、終結に向け、ようやく前進したと受けとめております。次回は、9月7日に開催される予定であります。裁判所の意向を受け、お世話になっております神戸大学の澁谷教授と早急に協議をし、対

応したいと考えているところであります。本定例会におきましては、補正予算案と物品購入契約の締結についてご審議をお願い申し上げるものでございます。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきたいと存じますので、何とぞよろしくご審議くださいます。御議決を賜りますようお願い申し上げます。本日は、まことにご苦労さまでございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、「8番、坂本英人議員」、「9番、奥森由治議員」を指名します。日程第2、「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る7月6日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ありませんか。

（ 異議なしの声 ）

◎ 議長（杉岡 義信）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。日程第3、「閉会中の委員会調査報告」を求めます。初めに、総務厚生常任委員長、岡田勇議員の報告を求めます。

◎ 10番（岡田 勇）

皆さん、おはようございます。総務厚生常任委員会からの報告を行います。本委員会は6月26日午前9時30分から和東町体験交流センターにおいて開催いたしました。まず、平成29年度事務事業の進捗状況として、5月末時点での予算執行状況について、総務課及び環境課が所管する事務に関して説明がありました。次に、環境課指導員からテールアルメ裁判の経過についての説明を受けました。それによると、4月18日の口頭弁論記述において、連合側の弁護士から要求していた争点整理が、裁判所が提示され、控訴人及び被控訴人に対して意見があれば、次回7月の4日までに準備書を提出するよう指示があったとのこととあります。また、初めての委員がおられたことから、事件の概要や一審で完全勝利したこと、テールアルメ擁壁が1年間に約4センチ程度変状していることなどの説明がありました。委員から擁壁の崩壊による二次災害を懸念して対策工事をすべきとの意見が出ましたが、「裁判中であり、弁護士と協議をする」との答弁でありました。次に、平成29年第2回定例会の概要として、平成29年度第1号補正予算案、物品購入契約の締結の内容等について説明を受けました。委員からは、物品購入契約の締結についてセキュリティ対応や、ネットワーク機器等の選定法についての質問等が出されました。以

上で、6月26日に実施した総務厚生常任委員会の報告を終わります。

◎ 議長（杉岡 義信）

続きまして、文教常任委員長、坂本英人議員。

◎ 8番（坂本 英人）

皆さん、おはようございます。文教常任委員会からの報告を行います。本委員会は6月26日午後1時30分から和東町体験交流センター会議室において開催いたしました。まず、平成29年度事業の進捗状況として、5月末時点での予算執行状況について報告を受け、その後、質疑・応答を行いました。その中で、委員からは和東町史編さんに関して委員の体制や、完成の時期について、南山城村の小学校空調設備の整備や、トイレ改修にかかわる補助金の有無について、英語教育における小学校と保育園の連携について、外国語指導助手（ALT）による学校の授業について、スクールバスの運行計画の見直しについて質問等が出されました。次に、平成29年第2回定例会の概要として、平成29年度第1号補正予算案、物品購入契約の締結について説明を受けました。その後、質疑・応答では、第1号補正予算案について、委員から笠置町中央公民館の建築整備、定期点検について、和東町史編さん室改修工事について質問が出されました。以上で、6月26日に実施した文教常任委員会の報告を終わらせていただきます。

◎ 議長（杉岡 義信）

以上で、報告を終わります。日程第4、「一般質問」を行います。質問時間は、答弁を含め30分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可しません。3番北久保浩司議員の発言を許します。

◎ 3番（北久保 浩司）

3番議員、南山城村選出の北久保でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って一般質問をさせていただきます。さらなる広域連携の強化について、この4月に相楽東部3町村と京都府により、相楽東部未来づくりセンターが開設されました。昨年の12月議会の一般質問でも質問させていただきましたが、昨年の7月に開設に向けての第1回会合が開催されたときの新聞には、「理想郷、創造へ」という見出しで、攻めの政策連携を図っていくとあり、定住、広域観光、子育ての分野で、今年度中にビジョンの策定を目指すとなりました。これについては、大いに期待するところでもあり、当然のことながら、相楽東部広域連合とはしっかりと連携していかなければなりません。また、地域住民にとっては、相楽東部未来づくりセンターはどういうことを目的に開設されたのか、ご理解されていない方も多そうです。そこで、連合長に現在の相楽東部未来づくりセンターの進捗状況について確認したいと思います。後の質問につきましては、自席に戻って

質問をさせていただきます。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀広域連合長、答弁。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいま北久保議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。相楽東部未来づくりセンターは、昨年7月28日に設立いたしました相楽東部未来づくり推進協議会において協議を進めてきた成果の一つとして、本年4月からスタートしたものであります。このセンターは、人口減少・流出、高齢化等が急速に進む相楽東部地域において、学研都市と中京圏との間に位置し、将来性のある恵まれた立地を生かしながら、交流人口・定住人口の拡大に向けた地域創生事業を積極的に展開するため、京都府と町村職員が共同で知恵やネットワークを結集し、京都府と3町村による攻めの政策連携・共同化を推進していくものであります。笠置町さんのご協力により役場近くの旧保育園の一室をお借りいたしまして、そこを事務所として、センター長である山城広域振興局副局長のもと、京都府の職員1名と3町村から1名ずつ併任という形で送り込んだ4名の体制で進められております。具体的な取り組みとしては、交流人口の拡大対策において、教育旅行の誘致促進に向けた受け入れ体制の強化などのほか、移住定住の推進や産業振興などにおいても準備が進められていると聞いているところであります。連合といたしましても、このセンターの取り組みにより、京都府と3町村の連携が強化され、地域の活性化につながるよう大いに期待しているところであります。以上、北久保議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきました。

◎ 議長（杉岡 義信）

3番、北久保浩司議員。

◎ 3番（北久保 浩司）

南山城村では、道の駅が好調なスタートを切りました。笠置町では地域住民が参加された、「笠置ROCK!」が、高の原イオンシネマで先ほど上映され、非常に好評であったと聞いております。和束町でもこの新茶のシーズン、非常に多くの観光客が来町されたと聞いております。また、2021年開催のワールドマスターズゲームでは、マウンテンバイクの競技の開催地として決まったということも聞いております。言うまでもなく、私たちの最終着地地点は少子高齢化による過疎化に歯どめをかけるため、定住者を増やすことですが、そのためには、この地域の魅力を外に向けて発信し続けることが重要であると考えます。という意味から申しますと、それぞれの3町村の首長さん、以下行政職員、地域の皆さんの頑張りが少しずつではありますが、結果としてあらわれていると私は思っ

ております。これらをさらに一歩進め、広域観光という視点で捉まえ、教育旅行やインバウンド観光に重点を置いた施策の展開が今後、相楽東部広域連合でも必要であると考えますが、その点についてどのようにお考えか、連合長、副連合長のご意見をお聞かせください。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

北久保議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。ご質問の内容にもありまして、それぞれ3町村が、それぞれに地域力を生かして、そしていろいろな事業、質問にもありましたように、代表される事業を中心に取り組んでいるところであります。これは、各町村でその充実、発展、これも大事なことであります。さらに大事なのは、そういったそれぞれの地域力を生かした事業が、さらに連携をすることによって、大きな力になるのではないかと。そのことによって、今もありましたように、定住人口、人口の流出を防ぐものであるというふうと考えております。そのように考えますと、まさに今回のこのセンター、それとこの東部広域連合もそうですけど、その果たす役割は私は大きいものと考えております。今、例に挙げていただきましたように、教育観光、またインバウンド観光、これは今非常に大きな流れとしてきております。特にこの相楽東部地域においては、京都と奈良の中間地にあるわけでありまして。そうした時代の流れと、この恵まれた中間的な位置を生かして、さらにこれらのお尋ねにありましたように、積極的に受け入れ、そして地域の発展を目指す。非常に私は大事なことだと思っております。今後とも、それぞれ首長が一層連携を深め、そしてこの連合のもとに結束して、そして京都府とも連携を深めながらこれを進めていく。まさにそうした中での今回のセンターの設立であるわけでございますので、こういった事業をさらに強力というか、力強く進めてまいりたいと、こういう決意でおりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

西村副連合長。

◎ 副広域連合長（西村 典夫）

まちづくりは、地域のいろんな資源を生かして、町を活性化していかなければなりません。和束町さん、南山城村さん、笠置町も当然地域の資源を生かして、まちづくりに励んでいるところでございます。それと同時に、1町村ではできない3町村が協力し合って、連携し合って、一体となった取り組みを進め、さらなる地域づくりが必要と考えております。具体的には、堀連合長も言われていましたように、3町村が一体となって修学旅行生

を受け入れる、農泊の体制の受け入れや、公共交通網形成や、移住・定住の情報教育や、工場やホテルの誘致など、また広域観光など、3町村が連携し合ってさらなるまちづくりを進めていきたい、そのように笠置町も位置づけておりますし、積極的にこういう活動に対して協力をしていきたいと思っております。今後は、センターにおかれましては、またいろんな研究もしていただき、政策面でのご提言などをしていただく、このようなことも期待をしております。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

手仲副広域連合長。

◎ 副広域連合長（手仲 圓容）

北久保議員がおっしゃっているように、本当にこのセンターの活躍というのを期待しているところでございます。インバウンド観光も大事でございますし、グランピングという今新しい取り組みも大事になってきているというふうに思っております。しかしながら、それぞれの町村が取り組んでいる仕事と、ここのセンターの仕事が重複して二重行政になってはいけないというふうに思っておりますし、私は、ですから今すぐに何を取り組むのかという問題は大事なことだと思いますけども、今後、5年先、10年先を見据えて、未来づくりセンターという名のごとく、将来の和束町、笠置町、南山城村のあるべき姿をどう描くのかという問題について、真剣にこのセンターで議論してほしいなど。そのためには担当する職員がそれぞれの町村のことを思っているだけではなくて、全国での新しい先進的な取り組みも体感して、そして、そうした取り組みをこの村で、またこの町でどうするのかという、そういう担当者の資質の向上も図ってほしいというふうに思っております。ですから、目先のことも大事でありますし、将来のことも踏まえて、担当職員が当面はそうした先進的な取り組み、国、あるいはまた全国のそういうところの視察も行った中で、村に、あるいはこの地域にない考え方を取り決めて取り組んでもらって、そして各町村に政策提言をしていただいたらありがたいというふうに期待をいたしているところでございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

3番、北久保浩司議員。

◎ 3番（北久保 浩司）

私は常々、この地域には観光を促進するための素材は十分にあると考えております。先ほど閣議決定されました「まち・ひと・しごと創成基本方針2017」では我が国の人口減少や、高齢化の現状、東京一極集中についての地域経済の現状を踏まえ、地域創生の新展開として、地域に仕事をつくり、安心して働けるようにする。そのための施策として、

一次産業や観光資源、文化、スポーツ資源などの地域資源。地域特性を活用した仕事づくりが明記され、2019年開催のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック、2021年のワールドマスターズゲームと続く世界規模のスポーツイベントを契機として、地域の活性化を力強く実現していくことが必要であると考えます。この相楽東部には、国が求める一次産業や、観光資源、文化、スポーツ資源が全てあるのではないのでしょうか。ここでは一つ一つを列挙することは控えますが、これらの資源を生かし、観光事業において雇用を創出していくことは、相楽東部広域連合の果たす役割は非常に大きいと、言うまでもありません。最後に連合長、副連合長にお聞きします。相楽東部広域連合に観光のセクションを設け、観光の広域化と推進に取り組むべきと考えますが、ご意見をお聞かせください。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。北久保議員の質問にもありましたように、この相楽東部にはいろんな資源があります。従来でありますと、どうもこの歴史とか、この観光といったら歴史、景色、またそういったものが中心であったわけなんですけど、しかし最近では、生業に触れていただく、こういったこととか、そして自分が健康になるためにはどうなんだと、こういった面から非常に、いわゆる生業の農業体験観光だとか、健康観光、そういった面で非常に外国からも興味を持たれてきておる、そういう中でインバウンド観光ということで、今、東部にもたくさん来ておられます。こうしたことを積極的に受け入れていくというのは非常に大事であります。先ほども答弁させていただきました。まず生業の観光ということになれば、今回、先月でしたか、大きく法律が改正されて、農泊の問題というのが緩和されてきました。こうしたものの教育観光に受けていける。200人体制で受けていくということになれば、1町村で受けられる体制というのはなかなか整わない。これは3町村が一緒になってやっていくというのが常に目の前に見えております。今からいきますと、30年度の事業計画に入ってくるわけでありまして。そうしたことに十分対応できるような形をつくり上げていかなきゃならない。そういう意味で思っております。そういう意味におきまして、今後一層、そういった方向に向けて連携を深めながらやっていく。そして今言われますように、こういって連携というのは1町で受ける観光じゃなしに、共通した観光を連携にする、その部署がこの連合に位置づけられると、こういうことになってくると非常にいいのかなと、私自身、少し個人的なことが入りましたが、今後そういう北久保議員からご質問ありましたように、そういったことが、観光業務を広域連合に位置づける中で努力していくべきだと、こういうことでもありますので、私自身もそういった方向で努力してまいりたいと、このように思っておりますので、一層のご

理解よろしく申し上げます。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

手仲副広域連合長。

◎ 副広域連合長（手仲 圓容）

北久保議員がおっしゃるように、連合でそういうセクションを設けることの提案をいただいております。今始まったところですので、具体的に何をどう動くのかまだ未知数の点もございますが、センターは政策提言の場所であるというふうに思っております。連合というのは実施母体になってくるだろうというふうに思っております。ですから、これからいろんなことを何をするかという具体的な話によっては、連合の果たす役割も出てくるのかなというふうに思っておりますので、これから皆さんにも相談をしながら、一步一步、未来に向けてのいい種をまいていきたいというふうに思っております。

◎ 議長（杉岡 義信）

西村副広域連合長。

◎ 副広域連合長（西村 典夫）

今、笠置町も観光に力を入れております。特に今、国もスポーツを生かした地域づくりを盛んに提唱されておる中で、笠置もアウトドアスポーツを中心としたまちづくりに、これからも積極的に頑張っていきたいと思っております。今現状を見ましても、笠置は笠置で独自の観光政策をやっておりますし、また和束町さんは独自の観光の事業をされており、また村さんも独自の観光事業をされておる。これをまた3町村つなぎ合わせることで、さらなる広域観光、地元の観光も伸びてくると思いますので、笠置町には観光協会がございますけども、そういう組織的なものをこの連合でも考えていけるものならば考えていって、そのような組織もあってしかるべきかなと私は考えております。

◎ 議長（杉岡 義信）

3番、北久保浩司議員。

◎ 3番（北久保 浩司）

ここに新聞の記事があります。一つは、「日本の農村は学びのや。教育旅行、地方誘致に有望。海外も注目」もう一つは、「農泊、この夏スタート。農水省支援。まず50地区。観光客誘致に」という記事です。その一方では、民泊の新しい法制、規制で前に進むともあります。つまり政府は、都心部での違法民泊の取り締まる強化をし、農村への誘客を推進するということがここに記載されているわけでございます。この農水省の支援先50地区

の中には、相楽東部も含まれておりますが、近畿では17地区がまず認定されております。民泊関係のビジネスは、既に大手も参入しておりますが、経済効果も5,200億円を超えるということは前回の議会でも述べましたが、政府が農家民泊に力強く推進することは、好ましいことですが、それだけ他の地域との競争も激しくなるということです。ぜひこの機会に、相楽東部広域連合が観光のセクションを設け、相楽東部が一体となって教育の推進に取り組むべきと考えますが、連合長、お考えをお聞かせください。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

早く申し上げます。5分しかありませんので、申し上げますと、今言われますように、和東町でも活性化センターを中心に、いわゆる民泊と民宿を両方進めています。しかし民宿については、農家体験ということで非常にグレイゾーンがあります。そういう中で今言われましたように、農水省が農家民泊を緩和いたしました。これを積極的に受け入れていこうということで、今この相楽地域の50世帯が登録をされているんだと思っています。これ2人体制で受けていくと、100世帯を募集しないとなかなかやっていけなくなります。そういうことになれば、これを3町村でやっていかなければならない。もう目に見えているわけです。これを具体的に、今のところはこの連合の中には位置づけてはないんですけど、呼びかけてご協力をお願いしたいということで、ご協力依頼を南山城村でも笠置町にもさせていただく。これは今言われたように連合の中に位置づけていくというのは、将来性の中で大事なことだと思っております。今、そういう意味では、教育観光を受けますと、一つの教育が200から300。一つの家庭に1人、2人泊まってもらいますと、100戸からもう少し。これを早急にやっていかなきゃならない。当然、今この計画を30年度から具体的にスタートしますので、もう今から具体的に取り組んでいくのが非常に重要でありますので、この辺のところを一層連携を深めてまいりたいと、このように思っております。以上でご理解よろしく申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

3番、北久保浩司議員。

◎ 3番（北久保 浩司）

連合長に力強いお言葉をいただきましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

◎ 議長（杉岡 義信）

3番議員、北久保浩司議員の一般質問が終わりました。続きまして、5番、西昭夫議員の発言を許します。5番、西昭夫議員。

◎ 5番（西 昭夫）

議長の許可を得て質問させていただきます。東部3町村のごみ処理についてお聞きします。自治体において、一般廃棄物のうち家庭系と事業系廃棄物がありますが、東部連合では事業系廃棄物をどのようにお考えでしょうか。そして家庭ごみの啓発活動や軽量化に向けた取り組みをどのように実施しておられるか。連合長、副連合長にお聞きします。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいま西議員よりいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。ご質問にもありましたように、事業系の一般廃棄物につきましては、各町村の一般廃棄物処理実施計画に基づき、家庭からの一般廃棄物とは異なり、クリーンセンターへ直接持ち込むか、町村の許可を受けた収集運搬業者に委託するなどして処理することが基本になっております。平成28年度におきましては、クリーンセンターへは、3町村の約40事業者からあわせて274トンの可燃ごみ、25トンの粗大ごみが持ち込まれ、手数料といたしまして約1,178万円の収入があったところであります。現状といたしましては、小規模な事業者、そして役場や小中学校などの公共施設からのごみについては、家庭系の一般廃棄物と同様に収集し、処理にかかる経費については各町村からの分担金とさせていただいているところでありますが、事業系一般廃棄物の対策につきましては各町村において、さまざまな事情がある中で、これまでから取り組まれてきたところであり、今後とも各町村の担当課と十分連携を図りながら進めてまいりたいと考えているところであります。どうかこれからもご協力をいただきたいと、このように思っているところであります。ただいまの西議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきました。ありがとうございました。

◎ 議長（杉岡 義信）

5番、西昭夫議員。

◎ 5番（西 昭夫）

店舗と自宅が一緒のところはどこまでという分け方は難しいとは思いますが、明らかに事業者が出す事業系廃棄物の中で、40業者があると言われたんですけど、例えば、和東町の和東荘、笠置町のいこいキャンプ場、かさぎゴルフ、南山城村のレイクフォレス

トリゾート等、今は何かと話題の道の駅、このあたりは事業系廃棄物として取り組んでおられますか。各町村で事情があるとは言われますが、現状をお聞かせください。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えいたします。今の質問でもありましたように、私も答弁させていただきまして、事業系と一般の事業系、これをきちっと整理して収集業務をやるという、これは大事なことでありますけど、現実問題なかなかできません。例えば小さな店舗をしながら、そして店を開きながら家庭のごみを一緒にという、これをきちっと整理していくというのは非常に難しいことであるわけなんですけど、しかし現実的には袋によって整理する。いろいろやっている努力はしているところですね。事業系のごみはここへ入れてください。家庭系のごみはここへ入れてくださいと、こういうことでやることも可能ですので、やってきて努力はしております。ところが、先ほど言われましたように、今、わらくのような施設、現実問題非常に民間に近いところは、きちっとこれをやっぱり事業系で出してくださいねということで、和東町がそういうことで今おさめていますけど、例えば、和東荘もご質問いただきました。そしてどこも公共的要素を持っているところは、そこから分けなくても、どちらかといったら分けるとそこから収入をいただきますから、その分各町村の分担金からは除外いたしますから、それをきちっとして町村から分担金を減らす努力は各町村やらなきゃならんわけなんですけど、今申し上げましたように、公共的な要素については、例えば笠置町も公共的な要素たくさんいろいろあると思いますね。いろんな保育園だとか、そういうところはもう事業系ではなしに、家庭系一緒になって収集させていただいて、そして笠置町なり、南山城に分担金として中で徴収をしているところでもあります。南山城村で、今ご質問されたように、道の駅というのは、これもやはりいろんな村が非常にタッチしてやられている公共的な要素だと思いますので、今のところはそういう形でやられている。これは各町村のそういう取り組みの判断によってきますので、その辺は後でまた各副連合長にも質問していただいたらいいわけなんですけど、大きいところはそういうことで分かれています。今、西議員が言われますように、公共的な負担金をちょっとでも少なくしていくためにも、そうしたことを徹底してやっぱりやっていかなきゃならんと、私もこれはやっぱり大事な方向だと思っておりますので、今後そういう方向で私どもも努力してまいりたいと、このように思っておりますので、その点はまた議員のこれからのご協力もよろしく願って、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 議長（杉岡 義信）

手仲副広域連合長。

◎ 副広域連合長（手仲 圓容）

西議員から事業所の指摘をいただいておりますので、お答えしたいと思いますが、まずレイクフォレストとか月ヶ瀬カントリーというのは事業系のごみと理解をしておりました。民間ですので。完全にレイクフォレストについては、カンポの方と契約をしてそちらの方に出されております。主に、ここについては焼却じゃなくて、資源としてガス化をする材料として出されていると聞いております。あと道の駅のご指摘がございましたが、現在道の駅につきましては、100%村が出資をした施設でもありますし、会社も100%村の出資の会社でございますので、事業といっても広域性の高い事業でございます。ここは災害の拠点にもなりますし、道路の休憩施設等にもなっております。そういうことから一般ごみと一般廃棄物家庭ごみ等と同様に、村が処理をしているところであります。これと同じようなものについては、保健センター、保育園、小学校、中学校と同等の扱いをしているところでございますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

西村副広域連合長。

◎ 副広域連合長（西村 典夫）

今この施設についてどのように処理をされているかというご質問でございます。いこいの館につきましては、生ごみにつきましては家庭ごみとして収集をしております。ほかのごみにつきましては、事業者と契約をされております。キャンプ場につきましては、今全て家庭ごみとして収集をしております。かさぎゴルフにつきましては、全て事業系のごみとして出されております。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

5番、西昭夫議員。

◎ 5番（西 昭夫）

さっきここで名前を出してもらったところはちょっと調べてみたんですが、確かにゴルフ場とかはちゃんと処理をされてますけども、公共性があるといっても、学校とかはわかるんですけど、道の駅、キャンプ場、いこいの館というのは、利益を出すところだとは思いますが、そこが公共性があるところと一緒にして、役場が、自治体が負担しているというのはちょっと僕は納得ができないんですけども、なぜかという住民の負担になると思うんですね。行政として管理費を抑えるのは大事だと思いますが、管理費削減には当然外貨獲得の一つの手段もあると思います。行政資本が入っている機関に関して優遇されているようにしか思えないんですけども、その辺はどういうふうに。それでも自治体が

処理するのでしょうか。お答えください。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

このごみにつきましては、基本的に産廃とこの家庭系のごみに大きく分かれます。各市町村が行政でやらないきゃならんのは家庭系のごみで、産廃は扱っていない。これは当然のことなんですね。その基本的にはこの大きいくくりでいいますと、市町村がこれは処理していかなきゃならないということで今までやってきているわけです。その家庭系の中にも、本純粋の家庭系と、やっぱり今言われたように、区別の難しい事業系ですね、そういうところに私はきっちりしない問題がある。それはなぜかといったら、家庭系の方は全てごみ袋を買っていただいて、そしてそこでその方がおさめて、そして収集しているという方法をとっておるわけですね、現状問題。だからそれと同じように事業系の方も店の場合でしたら区別しないで、同じやり方でやっていこうということで、今までできました。ところが今、西議員が言われるように、非常に事業で大きくやっておられるところが、こんなもん産廃に近いものになってくるようなというふうなそういう範疇の中では非常に、ゴルフ場にしかかて先ほど出ました。先ほど私どもから言うんやったらゴルフ場、その資金のリサイクルで利用されておるので、カンポとか出されておるわけなんです。もし経費を負担するとなったら南山城でしたらダム材木の材木、木ですね。あれを焼却して負担金もらう方が町村の負担金は非常に安くなるわけですから、そういうことをしたいんですけど、やっぱりそこはそれぞれの資源の確保ということでやられておるのが事情です。だから事業系の分けるところが、どの範囲からというのが非常に大きいところでもありますので、これについては和東町、笠置町、南山城村それぞれの町長の許可をとってやっていくということになっていますので、その事情を徹底的にやっていける町村もあれば、大きいところのくくりでやる場合もあれば、その地域事情があるのかなというふうに思っております。連合としてはこの2つ、町村の許可があれば、町村の許可がある事業者が入ってきた場合は事業系として扱わせてもらいます。それが無い場合はもう家庭系としてやらしてもらいますと、こういうところに処理しているのが状況であります。先ほども、最初の答弁でさせていただきましたように、その趣旨についてはやっぱり町の負担金を少なくしていこうねと。笠置町であればキャンプ場とか、やっぱりそこはそこからもらうべきじゃないかという気持ちもよくわかります。今後そういったそれぞれの町村の事情もあると思いますので、これからはそれらの方向につけて、努力目標だというふうに私は考えております。やっぱりそういう方向できちとはしていくべきだとは今思っておりますが、それぞれの事情がありますので、その事情と十分調整しながら、今後進めてまいりたいというふうに思っております。そういうことで、これからはこれは大きな関心ごととして私たちも捉えて

やってまいりたいと思っておりますので、一層のご理解のほどよろしく願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

5番、西昭夫議員。

◎ 5番（西 昭夫）

努力目標と言われたんですけど、そこはちょっと僕は納得はできないんですけど、調べたところ、どうしてもやっぱり行政が関係しているところがちょっと曖昧にはなっていると思うんです。事業系廃棄物の処理をきちんと取り組まないのは行政の職務怠慢と言われてもおかしくはないと思います。意見にもなるとは思うんですけども。今後、ちゃんと取り組まれる方向、努力目標といわれましたけども、各町村の事情があるというのもわからないでもないんですけども、それでは東部連合としてどういうふうこれから取り組んでいこうと思われているのか、ちょっとお聞かせください。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えをさせていただきます。少し最初に重複してお答えをすることをお許しください。さっき言いましたように、家庭系、大きいくりでいうならば、このごみについては、市町村が処理しなければならない。これは法律の中でやるごみであります。だから市町村で処理しなきゃならないごみと、市町村が扱ってはならないごみがあります。もちろん産廃系はもちろんの話。だから町村がごみしなきゃならないところを、町村がごみしているということで今処理をしております。しかしそこは詳しく分けて、いわゆる家庭からもらう、やっぱり事業系は当然それなりの負担金はもらいますよということで、徴収の仕方を区別しているんですね。そういう観点から、町村から減らそうとなったらそこからもっともらってくださいねという意味では本来ならその中でそういう扱い基準を設けたらいいんですが、なかなか今、西議員にもお尋ねいただきました。この基準をつくったとしたかて、商売屋さんで小規模でどの程度から家庭ごみと分けるのは非常に難しい。だから私たちが今できているのは、家庭系のごみはこうですよ、事業系のごみはこうですよという袋で分けて、その袋を買っていただくというところが精いっぱいのところ。細かいところは。ところが初めから事業系とわかったところには業者と委託されて、そしてその業者はそれぞれの町村の町長がこれは事業系のごみを持っていく方やからよろしく願いしますね、と言われて初めて焼却場は受けておるんですね。それはその方からお金をいただいています。だからそういう大きいところの差というのが非常に難しいわけで、ここのところをどう整理していこうかというのが私は今後の課題だというふうに思っております。だから先ほど

職務怠慢というようになったら、これ事業系もこの大きい家庭ごみ、これ、私どもが処理しなきゃならんのですから、お金をどちらからいただくということやなしに、処理していくのが責務です。法律、やらなきゃならない責務です。だからそれは果たしている。ただ負担金をどうより合理的にいただくかという点でやっているわけです。本来なら全て全部とらないで町村にみな入れて、町村負担金っていったら一番合理的ではあるんですが、そうはとらないで、やっぱり大きくやっておられるところはいただきたいねという考えのもとに、細かく事業系と一般で分けていると、こういうことをご理解いただきたい。そういう意味で、西議員が言っておられるように、課題であることは大きな課題だと思いますので、こういう機会に、さらにそうした方向できちんと受けられるように努力してまいりたいと、このように思いますので、今後ともご指導とかご協力をいただきたい。このように思います。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

5番、西昭夫議員。

◎ 5番（西 昭夫）

その行政資本が入っているところのごみが少し曖昧ではないんですかということを知っているんですけども、言われるように市町村がやらなあかんというのは確かに書いてあります。でも東部連合というのは3町村が集まって東部連合というのをつくっているの、各自治体に諸事情があるのはわからないでもないんですけども、統一されたルールを早急につくっていただいて、適正なごみ処理をお願いしたいと思います。もう質問はいいですけども、今後もその都度質問させていただきますので、その辺よろしく願いいたします。質問を終わります。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

質問はいいということですけども、ここのところはきちんと。今、規則は設けていませんが、打ち合わせしているのは、公共的な、いわゆる山の家とか先ほど村長も言っておられたように公共的な要素をやっているものですね。これはもう公共的要素ということだから、もう町村の負担金の中に入れていきましょうねというお話で。それともう一つは、大きく事業系ですね。わかっている大きな事業やと、これは業者を指定していただいて、そして別個納めていただいて、別個でいただきますよというのを。ただ問題は小さな小規模の店舗だとか、いろいろありますね。これについての区別が非常につきにくいという。こここのところを努力して、今大きい事業についてはここに入れんと、町村の中で業者に委託

していただいて、そしてそこと契約して入れていただく努力はこれからしていきたいなど、このように思っておりますので、この辺のところは各町村でいろいろとご協力、またご尽力をいただきたいなど、こういう、今はそこまでの段階です。だからもう少し、今言われるように細かくしていくことが大きな課題だというふうに捉えて、そしてもう少しより具体的にあうような徴収の方法というのを模索していきたい。このように思いますので、ちょっとダブったかもわかりませんが、ここだけもう少しご理解賜りたいと答弁させていただきました。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

5番議員西昭夫君の一般質問は終了しました。続きまして、10番、岡田勇議員の発言を許します。10番岡田勇議員。

◎ 10番（岡田 勇）

10番、和東町の岡田です。議長のお許しを得て一般質問を行います。まず当初議長が黙禱されました。これと全く同感ですけれども、今回九州北部地方の豪雨のために大災害を受けられました皆さんに心からご冥福とお見舞いを申し上げます。通告のとおりテールアルメ擁壁の変状対策と今後の対応についてであります。私は過去、平成27年12月1日の第3回定例議会において、一般質問を行っております。今回の質問も同じようなことになるとは思いますが、いまだ何ら変わりがないようでありますので今回は確認と今後どのように考えておられるか、真剣にお答えをお願いいたします。もう既に皆さん方も承知しておられるとおりで、テールアルメ擁壁の変状は、毎日毎日少しずつ変状している。先ほど私の委員会報告にありましたとおり、1年間に約4センチ変状しているということであり、かなり危険だとは、全ての皆さんがおわかりだと承知しております。しかし、いまだ私が早く直すべきと警鐘を鳴らしていますが、なかなか届かないのが現状であります。昨今九州北部地方の豪雨により多大な被害が起こり、被害が毎日のように報道されている現状を目のあたりにしますと、いかに天災というものが恐ろしいものか推察されると思います。だからといって直ちに京都の南部地方に起こるとは言っていないですが、過去に申し上げたとおり、いつ、どこで大災害が起こるやもわかりません。常に危機管理を持って、日々備えなければなりません。私たち住民の代表はそれが務めであり、どんな事情があろうとも、起こってから反省をしているようでは遅いのです。何回も、何回も私は言い続けてきたのはその意味であります。あの九州北部地方の災害をテレビでどんな思いで見られるのか。管理者の皆さん、また議員の皆さんも胸に迫る思いがあるんじゃないですか。いつまでほっとくつもりなのか、はっきり、もう後わずか2年弱で地元の契約が切れます。予算がない、係争中というような無責任な回答では、私たち議員は許せない思いであります。次に、2のクリーンセンター操業停止後の跡地等の活用。また3の後のごみ処理法の質問は、一連関係がありますのでまとめて行います。また先ほどの西議員の質問

と同じようになりますがご承知をいただきたくお願い申し上げます。まずごみ処理問題がありますが、平成27年第1回定例会において、手仲連合長は平成26年1月から学識経験者を交え、東部3町村の今後のごみ処理について現在検討を進めているところです。ごみ減量化対策等についても必要と委員会から申し出があり、しばらく検討を継続することになり、なるべく早い時期に結果をまとめて報告をさせていただきたいとおっしゃいました。また平成27年第3回定例会において、松本連合長は、検討事項である当初の予定より時間がかかっている。現在最終段階の詰めを行っているところであり、今定例会には間に合いませんでしたが、ごみの処理と運営についてはできる限り速やかにその方向性を決定していきたいとおっしゃいました。そして平成28年第1回定例会では、松本連合長は、中村議員の質問に検討委員会の結果の報告が提出された。今後の方向性は3町村での処理の継続。新たな広域処理及び民間施設の処理という3つの方法についてそのメリット、デメリットを中心に取りまとめられているところです。その内容は5つの視点から検討を行っております。契約切れの対応については地元が使用延長に応じてもらうことが前提となるものの、現在のセンターの継続については、既に施設があることから一定の修理を行うことで対応が可能。次に廃棄物処理を行っている民間施設の場合も、協議が整えば対応可能とされている一方、新たな広域処理、平成31年度当初時点では、不透明で困難とされております。また長期的には新たなセンター建設が望ましく、民間委託は委託先の状況により先行きは不透明であり、現在のセンターも長期的には修理代がかさむ上、使用困難があります。センター建設費用には20億程度が必要となり、3町村の財政状況から最も厳しいという考えを示されております。民間委託がコスト的にもメリットがあるとのことでありますが、地元への対応です。地元住民への丁寧な対応が必要とされていることでもあります。地元住民の調整や財政負担のあり方など、政治的な判断が必要となると報告ではなっています。議員の皆さんと相談をし、できる限り速やかに方向性を決定していきたいと考えておりますとおっしゃいました。平成29年第1回定例会では、堀連合長は、奥森議員の質問に平成31年以後のごみの処理については、大変重要かつ厳しい課題であることから、連合の全員協議会で地元の説明の状況を報告してほしいとのことで、堀連合長は、今調整をしているところです。地元との課題、積み残しの課題も残っているので、それらを検討し、進めていくとのことです。滞りなくごみ処理を行うことは自治体の責務であるということは十分承知をしており、現在鋭意努力して取り組んでいるところであり、理解をお願いしたいとのことでした。連合長の話は説明会や調整であり、答弁では前に進んでいないのではないかと奥森議員は実際にどんなアクションをされているのかとの問いに、堀連合長は、地元の町政懇談会を通じて話し合いを申し出ているとのこと。堀連合長は、努力を重ねていると思いますが、我々議員に一向に見えてこないのが現実であります。20年間のことが1丁目1番地と連合長は申されておりますが、1丁目1番地は何なのか。それはおのずと連合長の姿勢であります。地元には不信感や不安感を抱かせて、何が1丁目1番地なのか。あなたの胸に聞かれてはいかがですか。間際になってから試行錯誤するぐ

らいなら、もっと早い時点で行動を起こさなかったのか。最悪では民間でいいやとの思いが3人の管理者におごりがあったのではないか。もっと早く話をして3つの案というのが出ているならば、真剣に取り組むべきであり、そのことが我々議会もともに共有していくのが行政、議会、これが民主的な成り立ちのものであります。大先輩のお三方に厳しい質問をいたしますが、テールアルメ擁壁の変状を本当にどうするのか。ごみの処理法はどうするのか。また跡地の活用はどうするのか。この3点を我々に、議会にわかりやすく丁寧な答弁をお願いいたします。そして早く方向性を出して、3町村の住民や議会が最も望んでいる結果を出していただき、何回も同じことばかりおっしゃらないで、本当に実効性のあることを答弁してください。だめならだめと、はっきりお願いを申し上げます。先ほど連合長から、「裁判の責任論を」という話がありました。一言私はつけ加えます。私は相楽郡東部じんかい処理組合議会のテールアルメ擁壁及び周辺土地変状原因調査委員会特別委員長をさせていただきました。その委員会報告の総括を少し申し上げます。テールアルメ擁壁及び周辺土地変状は、平成9年8月に発生しているが、その時に適切な対策を東部じんかい処理組合として講じていれば、このような問題はなかったと考える。さらに設計、施工管理、施工上の責任の所在についても、東部じんかい処理組合としての独自の原因究明を行うなど、毅然とした対応が必要であったにもかかわらず、施工業者が実施した調査結果報告書を適正であると判断したことには疑問が残るものであります。また、これまで補修対策を実施せずに放置していたことは、相楽郡東部じんかい処理組合と設計及び工事業者と何かあったのかと疑われかねないものであります。以上のことから、これまでの事務執行の問題は、相楽郡東部じんかい処理組合にも重大な責任があると判断するようになっていきます。以上申し上げたとおりでございます。相楽郡東部じんかい処理組合の管理者に、本当に今日まで正しい行政処理をされたか、これらも疑う余地があると思います。以上、質問を終わり、答弁を聞き、自席に戻り、再質問をいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいま岡田議員よりご質問いただきました内容につきまして、お答えをさせていただきます。テールアルメ擁壁の安全対策についてであります。第一審京都地裁における判決は、テールアルメ擁壁の対策工事費を含んだ内容であることから、仮執行による対策工事の実施は法的には可能ではあります。ただし、今回の場合、仮執行の申し立てすると控訴人側から執行停止の申し立てがされ、結局裁判の結論がつくまで現実の金銭の回収はできない可能性が高いと考えられ、リスクのことを考えても現実的ではないとの代理人であります弁護士の見解であります。しかしながら、議員のご指摘のとおり、テールアルメ擁壁は、わずかではあります。変状が進んでいるため、その対策として隣接する

町道は数名の利用者のご理解を得て、センター敷地内を通る迂回路を設置し、通行の規制を行っております。このような危険な状況は、既に裁判でも主張しておりますし、改めて裁判の早期終結とあわせて主張してまいりたい、そのように考えているところであります。次に、平成31年度以降のごみ処理についてであります。現在の施設は、平成30年度末で地元との公害防止協定で定められた期限を迎えることから、一般廃棄物の処理は市町村が責任を持つという法律の趣旨、ごみ処理検討委員会からの報告に示された今後の方向性、議員の皆様からのご意見を踏まえて可能な限り真摯に取り組んできたところであります。仮に、平成30年度末までに、現在の施設での継続処理や新たな広域処理の枠組みが実現できなかったとしても、ごみ処理ができないという状況は絶対にあってはならないことであり、二重三重に想定した準備をしておかなければならないと考えているところでありますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。この件につきまして、岡田議員は細かく今までの連合長の答弁をしてきた内容を挙げていただいてご質問をいただきました。そのこともありますので、少しそういう点からお答えをさせていただきたいと思っております。現在1丁目1番地という言葉がありました。地元との中では20年間という協定を結んで、そして周辺地域とも20年間結んで、あの地域で焼却場を設置して運用してきているところ。30年度末で切れます。私どもは、やっぱりそして住民の理解をいただいて、そして進めてきたんですから、この協定は真摯に受けとめると、こういうことで1丁目1番地というよりも、もう少し置きかえていうならば、この紳士協定は紳士協定であるけども、大事な協定として重く受けとめていると、このようにご理解いただきたいと思います。そしたら行政としたら、さっきのように、町村、自治体のごみを処理する責務があるわけですから、もう20年で終わるのかとこういうことになれば、これは20年間というのは住民との紳士協定であります。あの施設については20年で償却が終わったと言うわけではありません。まだ修繕して続けられることがあるわけ。だから一番最初にやらなきゃならんことは、20年の約束の期間は終わりましたが、あともう少し延ばさせていただけますか。そしてまたさらにもお願いいたしますよということで住民に、協定を結んだ相手にもお願いするのが当然であります。そしてそのことは今これは和東町にありますので、地元和東町長としても、やはり代表である区長さんとか、そして今探ってきたというのがお願いです。これは何かといたら20年間ありますけども、さらにもお願いしたいんですけどもどうですかというようなことを、やはりかかわりますと、いや今そんなことを話するのではないということで門を閉めておられるというのが今の実態であります。これ無理に開けにいて話に行くのも一つですけど、今のところなかなか3町村そろってお願いに行くという段階ではないというのを今まで繰り返してきました。というならば、これは門を開けて話し合っても難しい場合もあります。このようにまだ門があかないという段階にあるというようにご理解いただくと、これからの1年、遅い、早いやなしに、2年あったかて、3年あったかて、なかなか難しい問題になるのではないかと予想されます。しかし私どもはやっぱり真摯に受けとめて、一生懸命努力する。

やっぱり地元で協力をしてもらおう。そういうことからスタートしなきゃならない。だから私どもはまず第一には地元をお願いする。これであるというのが現状ではなかなかこのことについても話し合いができない。これは今後も私は努力してまいりたいと常々お答えをさせていただいてきたところであります。そしてこれがもう1年でと連合長は言うけども、2年、3年とかかかったらどうするんねんと、2年、3年かかったかて、あの施設はまだ使える施設ですので、お願いするというのが筋です。2年、3年、4年かかったってお願いする。いわゆる償却年数がどこにあるか。そして補助金を持っておりますので、補助金の適化法に基づいて、そんな20年という住民の協定だけで使わなくてもいいのか。やっぱり補助金もらった間は使うのは大事でありますから。その努力をしていかなきゃならない。しかし相手があかんと言ったらできない。相手がうんと言うまでのことの方法というのを考えていかなければならない。さっき言いました二重三重の考えです。筋道はここが一番先の内容です。それができなかつたらどうかと可能性があります。いわゆる相楽には西部も今木津川市に大きなのが建ってまいりました。あそこへ入れていただくというのも一つの方法です。これも相手と話がありますから3町そろってお願いもしているところであります。それもだめだったらどうするんねんと。そうなれば緊急避難所としてあるんじゃないかということになります。この辺のところを一つ、こういう方向でやっているということをご理解をいただきたいと思えます。これはどなたがやればそういうことだと思っております。こういうことであるということでもひとつご理解いただきまして、ひとつ今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。それからクリーンセンターの跡地利用につきましては、平成31年度以降のごみ処理がどうなるかにもよりますし、また、建屋自体は、耐用年数に至っていないことから国の補助金の問題などもできますので、先ほど言いましたように、20年間で終わったら、それはその施設はいらんのかと、そうじゃない。20年間終わったって処理できなかつたらそれは休止施設だと。再開できるまでの休止施設。この努力はしていかなきゃならんというように申し上げました。もう20年終わったら、はい、壊して跡地というようにはいきません。これはやっぱり地元と十分協議しながら、これも先のお願ひとあわせて、もし跡地の利用についてはどうあるべきかと、地元と十分協議していくのが紳士の対応であろうと思っております。これは当然そういう前に十分議員の皆さん方とご相談申し上げて、あるべき方向を探っていくと、こういうことが私は大事であろうかというように思っております。そういったさまざまな要素が関係してくる中で、今後とも、重ねて申し上げますけども、地元の方々とも一緒に検討していかなければならない課題だということには認識しておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願ひいたします。以上、岡田議員のご質問にお答えをさせていただきました。ありがとうございました。

◎ 議長（杉岡 義信）

10番、岡田勇議員。

◎ 10番 (岡田 勇)

今、堀連合長の答弁はこれいつから同じことをおっしゃっていますか。もう何年間も一緒のことを皆さんおっしゃっているんじゃないですか。全く前へ進んでいませんよ。それともう一つ。弁護士と相談しているからできないんだということをおっしゃっていましたよね。弁護士は我々住民の声を聞く役目ですか。弁護士はあなた方の裁判の弁護士でしょ。我々の要求や、住民の声を聞いて政治をやるのが弁護士ですか。弁護士は裁判のテーブルメ擁壁変状の裁判をする。勝つか、負けるかというのが弁護士です。しかしそれにもかかわらず我々住民が希望しているならば代執行も仕方がないと、そういう思いを私はしてくださいと言っているんですよ。それをまた弁護士がどうのこうのとか。そんなの何遍でも聞いていますわ、この話は、既に。だから議員諸君はみんなどうなっているんだ、はっきりしてほしい、はっきり言ってほしいということをおっしゃっているんですよ。それと、地元の延長のことを今おっしゃいましたね。これ地元へ延長のことを申されていっておられますか。今初めて延長があるだろうということをおっしゃった。当初に3つ、延長、民間、そして新たな広域のところということを先ほど私も説明した。検討委員会から申されておりますね。一つ一つ一体どんな状況になっているのか。それが我々には一向に見えてこない。新たな広域だったら、一体どこの誰と、どこで、どういう話をされたのか。また地元の延長だったら、今言っているようにどこへ、どうして、どんな話をされたのか。延長の話をされたのか。それから3つ目の民間へ委託をされるんだったら、しっかり相手先を、どこで、例えば緊急避難としてこうしたいんやと、今もそれを話をしているんだと、そういうことをはっきり明確にしないと、いつまでも、いつまでも同じようなことを繰り返されては困る。我々は非常に疑問に思います。もう一つは責任の、先ほど私は百条調査委員会が一番のこれの基本となる調査をしたんですね。それはやっぱり重要視してもらわないと。先ほど申しましたように。行政にも責任がありますよ。重大な責任があるんですよということを胸に秘めて裁判に臨んでももらわないと。2社が悪い、悪い、悪い。我々は何もないんだという、これは裁判の論法的にはわかりませんよ。しかしみずから悪いところは反省しなくちゃだめじゃないですか。だから相手が長らく続くんですよ。行政も悪い、しかしそれ以上に施工、設計も悪い。行政が全く悪くないですか。行政の手落ちもあるじゃないですか。百条調査委員会のこの報告書を一遍全部議員さんに配付しますけど、行政の管理不注意か、事務的処理が悪かったのか、そういう問題もきめ細かくになっております。時間もありませんので、今日は我々議員は、毎度毎度同じようなことを言ってもらってもあかん。答弁要りません。ともかく要は、連合長、毎度毎度同じこと言っておったってだめなんですよ。しっかりやはり実効性のある、これはやれます。これはできません。はっきり示してもらわないと、我々に一向にその努力が、多分努力はされていると思いますよ、その努力が目にあられてこない。まだあと4分あります。答弁はもう要らないです。答弁要りません。以上、そういうことでお三方、直すという意欲があるならば、これ提示します。直すということであるならば、どんな直し方をされるのか。この間3億

何ぼという数字がでましたね。どんな工法で直すのか。あの施設をどういう方法で直すか、そういうことを示してください。そして設計図書を直ちに提示してください。そうでないと3億という数字が出てこないです。その設計図書は誰がしたのか。そういうことを提示しておきます。答弁は要りません。終わります。

◎ 議長（杉岡 義信）

10番、岡田勇議員の一般質問が終了しました。これで一般質問を終わります。この際、15分間休憩します。

（休憩 10：35～10：45）

◎ 議長（杉岡 義信）

休憩前に引き続き再開します。日程第5「議案第7号平成29年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。議案の理由の説明を。堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第7号平成29年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご提案を申し上げます。歳入・歳出予算の総額8億9,581万4,000円、歳入・歳出それぞれ481万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ9億62万6,000円とするものであります。今回の補正は、職員の人事異動等による人件費、単価改正に伴う用務員賃金、認知症初期集中支援推進事業の実施に係る諸経費、笠置中央公民館の建築定期点検の委託料、和束町史編さんに係る諸経費などが主なものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

それでは平成29年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。今回の補正は、先ほど連合長から提案理由の説明でもございましたとおり、派遣職員の人事異動等に伴う人件費の変更並びに老人福祉費で認知症初期集中支援推進事業に係る経費の追加、教育費では和束町事業の町史編さん室改修に要する経費などが主なものとなっております。それでは、予算書の1ページをお願いいたします。第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ481万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ9億62万6,000円とするものでございます。それでは、歳

入からご説明を申し上げます。予算書の11ページ、12ページをご覧ください。まず負担金で352万8,000円の増額補正を計上させていただいておりますが、町村ごとの内訳は説明欄に記載のとおりでございます。次の分担金では3節の特別分担金として83万4,000円の増額ですが、和東町の指定ごみ袋追加購入に伴う補正となっております。次に諸収入の雑入で45万円の増額補正を計上させていただいております。後ほど歳出でもご説明を申し上げますが、認知症初期集中支援推進事業委託金として各町村から15万円の計45万円の収入を見込んでおります。続きまして歳出予算のご説明をいたします。予算書13ページ、14ページとあわせまして、お配りしております資料の3ページ、4ページをあわせてお願いいたします。まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で185万3,000円の増額となっております。内容といたしましては、公会計に係る財務書類整理等の事務補助を行うアルバイト賃金として36万6,000円を、工事請負費ではL G W A N接続系のセキュリティ対策として導入するサーバ機器の設置に伴う電源工事費用として48万円を計上させていただいております。備品購入費の90万9,000円につきましては、これまで体験交流センター2階の1室を書庫として使用させていただいておりましたが、このたび、和東町で整備・改修され別の目的での使用をされるため、新たに書類等の保管用倉庫などを購入するものでございます。また、19節の負担金、補助及び交付金では派遣職員の人事異動等に伴う補正を計上いたしております。次に、民生費、社会福祉費、老人福祉費で認知症初期集中支援推進事業に係る費用として補正額45万円を計上させていただいております。これは構成町村において認知症が疑われる人等に早期にかかわる認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を平成30年度に向けて構築することを目的としており、3町村からの委託事業となっております。経費の内訳といたしましては、支援チームの活動に際してのサポート医・作業療法士等の報償費、旅費、認知症ケアパスの印刷製本費などとなっておりますが、詳細につきましては資料の3ページの方でご確認の方をお願い申し上げます。なお、財源につきましては、先ほど歳入でもご説明申し上げたとおり、各町村からの委託金45万円を充当するものでございます。続いて、児童福祉費、児童館費では笠置町からの派遣職員の人件費の補正を計上しております。続きまして、衛生費、清掃費、じんかい処理費で83万4,000円を計上させていただいております。これにつきましては、和東町より年度当初に見込んでおりました指定ごみ袋の購入数に不足が生じると言うことで、追加購入の申し出があったものでございます。次に、教育費、教育総務費、事務局費で264万8,000円の減額となっております。内容といたしましては、和東町において4月から嘱託職員並びに臨時職員の労務単価が改定されたことに伴う、事務局指導員の賃金並びに期末手当の増額と負担金、補助及び交付金では、相楽地方通級指導教室が精華台小学校に新設されるため、運営協議会への負担金25万5,000円の増額と教育委員会事務局への各町村派遣職員の人件費補正を計上したものでございます。次の、2項小学校費におきましても、それぞれ、派遣職員の人件費と労務単価の改定による用務員さんの賃金・期

末手当の補正を行うものでございます。続きまして15ページ、16ページをお願いいたします。教育費、中学校費におきましても、先ほどと同様に労務単価の改定による用務員さんの賃金・期末手当と非常勤講師の報償費を補正するものでございます。次の4項、社会教育費、2目、社会教育施設費では103万3,000円の増額補正となっており、3節の職員手当等については労務単価の改定による図書館司書の基本給及び期末手当の増額と4月からの採用に伴う通勤手当を計上いたしております。13節の委託料では笠置町中央公民館の建築基準法第12条第3項の規定による建築設備の定期点検・報告に係る業務委託料として74万6,000円を補正計上いたしております。同じく3目の文化財保護費では249万6,000円の増額となっております。4節共済費では社会保険料52万2,000円を計上させていただいておりますが、こちらは当初予算での計上漏れとなっていたものでございます。15節の工事請負費では、体験交流センター2階の1室を和東町史編さん室として改修を行うための費用として120万円を、18節の備品購入費では町史編さん業務用の事務机・ロッカー等の購入費用75万円を計上したものでございます。次に、5項保健体育費、2目給食業務事業費では、54万1,000円の増額補正を計上いたしておりますが、備品購入費では南山城村給食センターで使用しております小学校用食器が耐用年数を過ぎ、予備も無くなったことにより購入費用58万円を計上するものと、和東給食センターへの派遣職員の人件費補正額を計上したものでございます。以上で、第1号補正予算(案)の概要説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎ 議長(杉岡 義信)

これから質疑を行います。質疑については同じ質問で3回までですので申し添えておきます。質疑は、ありませんか。

(なしの声)

◎ 議長(杉岡 義信)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

◎ 議長(杉岡 義信)

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第7号「平成29年度相楽東部広域連合一般会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

◎ 議長（杉岡 義信）

挙手全員です。したがって、議案第7号「平成29年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決されました。日程第6、議案第8号「物品購入契約の締結について（LGWAN接続系セキュリティ対策関連機器等）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第8号物品購入契約の締結についてをご提案申し上げます。LGWAN接続系セキュリティ対策関連機器に係る物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をいただきたく提案をさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

それでは、議案の朗読をさせていただき、説明にかえさせていただきます。議案第8号物品購入契約の締結について、LGWAN接続系セキュリティ対策関連機器等。下記のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法、昭和22年法律第67号、第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成29年7月13日提出。相楽東部広域連合広域連合長堀忠雄。別記1. 契約の目的、LGWAN接続系セキュリティ対策関連機器等購入。2. 契約金額、1,603万4,760円、内、消費税等相当額、118万7,760円。3. 契約の相手方、住所、京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町260番地。商号 京都電子計算株式会社 氏名 代表取締役社長 小崎 寛申しわけございません。見出しの番号が間違っておりました。「4」に訂正をお願いいたします。4. 契約の方法、地方自治法施行令、昭和22年政令第16号、第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。なお、今回の物品購入につきましては、昨年度マイナンバー制度における情報連携を行うためのLGWAN回線への接続並びに自治体中間サーバへの利用環境整備を行ったところでございますが、これに続くセキュリティ対策として必要な機器整備を行うものでございます。契約の相手方につきましては、昨年度の整備事業の受注者でもあり、設立当初から連合のネットワーク構築や保守に携わり、その構成を熟知している京都電子計算株式会社と契約することで、現在並びに対策後のシステム構成や機器の仕様などを広く公開することなく、今回の事業目的でありますネットワークシステムの強靱性がより高まるということが見込まれるため、随意契約とするものでござい

す。購入機器の内容や数量につきましては、2枚目以降の「物品購入契約の概要」に記載のとおりでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

この物品契約のLGWAN接続系セキュリティ対策というのは、どういう名目のネットワークになっているのか説明ください。

◎ 議長（杉岡 義信）

総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

ただいまの鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。今回のこのLGWAN回線の接続系、このLGWANと申しますのは、総合行政ネットワークという正式名称になっておりまして、これは地方公共団体を相互に接続する組織内のネットワークとして整備されているものでございます。都道府県を含みます各地方公共団体と、国の各省庁などを、情報の共有を行うため、こういった高度利用を図るために整備することを目的としておるものでございます。なお、このLGWANにつきましては、一般的なインターネットから切り離された閉塞的なネットワークで、強度なセキュリティ対策が施されているものでございます。今回、このLGWAN回線を介しまして、自治体中間サーバというものの接続を行いまして、マイナンバー制度で用います情報連携について、ネットワークを整備いたしまして、環境整備を行うものでございます。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

この一般のセキュリティというか、一般のネットワークから切り離されているということで、マイナンバーが大きな存在になっていると思うんですが、新聞報道によると、実際にはマイナンバーの運用というか、個人への通知というか、それぞれがカードを持つとか、そういうことが遅々として進んでいないというのが新聞報道でも出ていますが、何かやたらマイナンバーのせいで、村でもそうですけど、財政の支出がかさんでいるように思うんです。その辺についてはどう考えていますか。

◎ 議長（杉岡 義信）

総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

ただいまの鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。確かに今現在、連合の方でこのマイナンバーを扱う業務というのが具体的にどういった業務が想定されるかということになりますと、教育委員会で就学助成制度などの適用判定を行う際に、対象児童が属します課税状況や世帯構成など、こういった情報を得る場合の利用が考えられるわけでございます。しかしながら、これまではこういった情報のやりとりには、関係機関への情報提供の依頼という形で対応できるということになっておりましたが、法改正によりまして、こういった中間サーバ等を利用した情報連携の中での情報のやりとりというものが必須となってきております。今回のこの連合におきますこの機器整備につきましても、そういった法の規定に基づく中で必要な環境を整えるための機器購入となっておりますので、いた仕方ない部分であるのかと、このように存じております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

今、例えば教育、就学支援というか、その話が出たんですけども、実際に現在この東部連合のそれぞれの町村で就学支援のためにはどんな方法でされているのか。実際4月に例えば中学生が入学したときに、どういうふうな形で就学支援の通達をしたのか、もしこのセキュリティがきちっとできれば、自動的に該当の家庭というのは、親の申請がなくてもわかるようになるということでしょうか。現状をちょっと知りたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

竹谷教育次長、答弁。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

今回LGWANの接続系セキュリティに係る主な用途としまして、就学援助の制度に係る情報のやりとりということがございます。これにつきましては、就学援助制度に基づきまして、申請されます際に同意書を保護者の方から頂戴しております。内容につきましては所得情報、そして家族の構成等を確認させていただきますという同意でございます。そして教育委員会の方で、構成町村の中でちょっと紙ベースでお願いして、そういったデータをいただいて、条例に基づく、要綱に基づく審査というかたちで活用をしているのが現状

でございます。周知につきましては、新入生が入った4月に全ご家庭宛に周知の方をしております。そして広報誌、ホームページ等においても制度の周知の方はする形をとっております。先ほど総務課長の方から説明がございましたように、法的な改正に伴いまして現状のこういった形が今後変わってくるということで、このLGWANを活用した情報のやりとりという方向になってくるということで期待しております。以上でございます。

◎ 議長（杉岡 義信）

ほかにありませんか。

1番、岡田泰正議員。

◎ 1番（岡田 泰正）

この購入については随意契約というふうな形でうたわれておりますが、1,600万円相当の金額につきまして、何をもってその根拠、1,600万円の契約金額にたどり着いたのか、そのことについてご説明いただきたい。契約内容の概要につきましては、横文字とかサーバとかいろいろ数字が並んでいるんですけども、ちょっと理解しがたいということがございますので、総額的な金額の面についてご説明いただきたいというふうに思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

ただいまの岡田議員のご質問にお答えをさせていただきます。この契約金額の設定でございますが、議案説明の中でも申し上げましたとおり、金額的な有利、不利というものは確かにございますが、今回の場合は事業の目的でありますセキュリティの強靱化と、これまでから全く他社がかかわっていないということで随意契約ということで相手方を決めさせていただいたところでございます。金額につきましては、今回はそういった事情から特殊なケースではあるかと存じますが、1社からの見積もりにより予算の範囲内での契約としており、予定価格等の設定を行うといったことは行っておりません。しかしながら、予算要求の段階で、総務省の示します仕様書等に基づきまして、見積書の方を聴取いたしまして、その際にメーカー価格でありますとか、標準価格といったものの確認を行いまして、その約80%という金額で予算計上をさせていただいておるところでございます。今回の契約につきましては、その標準価格等をベースで算出いたしますと、約79.54%といった金額での契約となっておりますので、適正な価格での契約ができていないかというふうに考えております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

1 番、岡田泰正議員。

◎ 1 番（岡田 泰正）

丁寧に説明いただきましてわかりました。適正な範囲内での契約であるというふうを考えております。そして今後こういったセキュリティ関係につきましては、随時新しい形の中でのセキュリティの追加、あるいはこの破壊されたときの追加ですね、そういったセキュリティの問題につきましては次から次へと更新をしていかなきゃならない、こういう点が危惧されるわけなんですけども、この点につきましても京都電子計算さんとずっと取引という形になってくるというふうを考えるんですけども、その点について今後の更新等について考え方、進め方についてお伺いしたいと思います。

◎ 議長（杉岡 義信）

総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

ただいまの岡田議員のご質問にお答えをさせていただきます。議員おっしゃっていただきますとおり、こういうセキュリティというのは日々変化をしていくものでございます。一応今回導入いたしますサーバ機器等につきましては、耐用年数が5年ということになっておりまして、今回パッケージングの中でメンテナンス等がついてくるものにつきましても、基本は5年間というふうを考えております。ただし、ウイルス対策ソフト等常に最新のものに更新していくべきものにつきましては1年ごとの更新というものを予定しておりますが、そういった観点からいきますと今回整備させていただきますと5年間というものにつきましてもこれまでどおり京都電子計算と保守等の点検業務委託等も交わしていくというのが一番連合としてはよい方法ではないかというふうを考えております。また5年後の更新の際には、また別の業者を入れるのかといったことは、その段階で検討する必要があるかと存じております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

ほかにありませんか。2 番、西岡議員。

◎ 2 番（西岡 良祐）

今の岡田議員の質問に関連するんですけど、これ一括購入ということで1,600何ぼですか、やっているんですけども、このハードウェアの中でおのおのの装置にメーカーが全部いろいろ挙がってます。このメーカーの選定とかいうのはこの京都電子計算さんにお任せということでやっておられるのか、これはどのようになっていますか。

◎ 議長（杉岡 義信）

総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

ただいまの西岡議員の質問にお答えをさせていただきます。機種を選定につきましては、今議員がおっしゃっていただきましたとおり、京都電子計算の方をお願いをしたものでございます。ただし、その機器の仕様等につきましては、先ほどもご説明いたしましたとおり、総務省の仕様に基づきまして、必要な構成でしていただいているということでございます。それと、かなり複数のメーカーの品物を入れてるというのは、ある意味これわざと入れているというところがありまして、単独のメーカーのものにしますと、大体の構成が把握されてしまうというようなこともありまして、複数のメーカーのものを組み合わせるといふものが一般的な手法となっているようでございます。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）

ほかにありませんか。

（ なしの声 ）

◎ 議長（杉岡 義信）

これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

（ なしの声 ）

◎ 議長（杉岡 義信）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第8号「物品購入契約の締結について（L G W A N接続系セキュリティ対策関連機器等）」は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

◎ 議長（杉岡 義信）

挙手全員です。したがって、議案第8号「物品購入契約の締結について（L G W A N接続系セキュリティ対策関連機器等）」は、原案のとおり可決されました。日程第7、議案第9号「物品購入契約の締結について（相楽東部広域連合立小中学校ネットワーク機器購入）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第9号「物品購入契約の締結について（相楽東部広域連合立小中学校ネットワーク機器購入）」をご提案申し上げます。管内4つの小中学校においてネットワーク機器の物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をいただきたく提案をさせていただくものでございます。よろしくご審議賜り、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（杉岡 義信）

続いて、議案の説明を求めます。学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

議案第9号について説明申し上げます。議案第9号「物品購入契約の締結について（相楽東部広域連合立小中学校ネットワーク機器購入）」。下記のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法、昭和22年法律第67号、第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。平成29年7月13日提出 相楽東部広域連合広域連合長堀 忠雄。
記 1. 契約の目的、相楽東部広域連合立小中学校ネットワーク機器購入。2. 契約金額、2,300万4,000円。内消費税相当額170万4,000円。3. 契約の相手方、住所 大阪府東大阪市長田中3丁目5-44 商号 株式会社ライオン事務器 氏名 大阪本店長 上田 次郎。次の見出しの番号が誤っております。申しわけございませんが、5を4に訂正をお願いいたします。4. 契約の方法 地方自治法施行令、昭和22年政令第16号、第167条の規定による指名競争入札。次のページに各学校ごとの内訳をつきさせていただいております。このたびの相楽東部広域連合立小中学校ネットワーク機器購入につきましても、予定価格が700万円を超える物品購入となることから、議会の承認を求めるものでございます。教育基本法第17条に基づき、国において策定されました第2期教育振興基本計画の中で、21世紀にふさわしい学校教育環境の整備水準としまして、ICT環境関連では、インターネット接続率及び無線LAN整備率100%が示されており、これに則して整備するものでございます。各学校に校内LAN機器を設置し、普通教室や特別教室などでもICT機器を利用できるよう整備を行うものでございます。よろしくをお願いいたします。

◎ 議長（杉岡 義信）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

このLANの購入ですけど、これまず笠置小学校は9台、それから和東小学校は13台という形で台数に差がありますが、これは生徒数のそういうところから割り出されているのか、どういう形でこういう差が出ているんですか。

◎ 議長（杉岡 義信）
学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）
こちらの無線アクセスポイントの台数でございますが、各学校に業者の方が実測しに参っております。実機を用いまして電波の強さなどを計測に入っております。その中で廊下等また教室で電波を測定しまして、電波強度の強さの割合によりまして、設置台数が決まっております。以上です。

◎ 議長（杉岡 義信）
2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）
ということは、無線の届くか届かへんかということで変わってくると。ということは建物の構造の広さとかいう面で変わってきているということによろしいですか。

◎ 議長（杉岡 義信）
学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）
はい、お答えいたします。建物の例えば鉄筋構造物でございますので、電波等が通る部屋、通りにくい部屋等が発生してまいります。全ての教室、または特別教室をカバーするに当たりまして、できるような台数を今回購入させていただくこととしております。

◎ 議長（杉岡 義信）
ほかにありませんか。

（ なしの声 ）

◎ 議長（杉岡 義信）
質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

◎ 議長（杉岡 義信）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第9号「物品購入契約の締結について（相楽東部広域連立小中学校ネットワーク機器購入）」は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 多 数)

◎ 議長（杉岡 義信）

挙手多数です。したがって、議案第9号「物品購入契約の締結について（相楽東部広域連立小中学校ネットワーク機器購入）」は、原案のとおり可決されました。日程第8、「委員会の閉会中の継続審査及び調査について」を議題といたします。各委員長から、会議規則第76条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

◎ 議長（杉岡 義信）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。以上で、本日の日程は、全部終了しました。本日の会議を閉じます。堀広域連合長、挨拶。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

平成29年相楽東部広域連合議会の定例会の閉会に当たり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。本議会を通じまして、提案させていただきました全議案に原案どおりご承認、ご可決いただきましてまことにありがとうございます。また本議会を通じまして、議員の皆さん方からいろいろとご意見をいただきました。今後の連合行政推進に当たって、そういったご意見を真摯に受けとめながら、業務に当たってまいりたいというように考えております。どうかこれからも、議員各位の一層のご理解とご協力を賜りますことを切にお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎ 議長（杉岡 義信）

これもちまして、平成29年相楽東部広域連合議会第2回定例会を閉会します。本日はご苦勞さまでした。